

## 業界指定講習テキスト「基礎スキル講座」 正誤表

### 配布テキスト正誤表

テキスト	ページ	誤	正
基礎スキル	P34-35	(4)修理業 修理業者のみで勝手に行うことはできません、	修理業者のみで勝手に行うことはできず、
基礎スキル	P52	表 2-2 H30.3.5 厚生労働省改正告示 材料(償還)価格変更により	別掲参照
基礎スキル	P57	(K 手術)	(D 検査)
基礎スキル	P57	(D 検査)	D 検査
基礎スキル	P57 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (H30.3.5 保医発 0305 第 1 号) の (D210-3 植込型心電図検査)	(1) 短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査(心電図検査及びホルター心電図検査を含む。)等によりその原因が特定できない者又は関連する学会の定める診断基準に従い、心房細動検出を目的とする植込型心電図記録計検査の適応となり得る潜在性脳梗塞と判断された者に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。	(1) 短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査(心電図検査及びホルター心電図検査を含む。)等によりその原因が特定できない者又は関連する学会の定める診断基準に従い、心房細動検出を目的とする植込型心電図記録計検査の適応となり得る潜在性脳梗塞と判断された者に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。  (2) 植込型心電図検査は、患者の皮下に植込まれた記録装置を使って長時間連続して心電図記録を行った場合に算定するものであり、所定点数には、単に記録を行うだけではなく、再生及びコンピューターによる解析を行った場合の費用を含む。  (3) 植込型心電図記録計を使用し診断を行った場合は、当該機器が植込まれた時間ではなく、心電図が記録された時間に応じて算定する。
基礎スキル	P59	(K 手術)	K 手術

基礎スキル	P62	(3) 上記①,②以外の医療機器（あらたな特定保険医療材料等：区分 C）	(3) 上記（1）,（2）以外の医療機器（あらたな特定保険医療材料等：区分 C）
基礎スキル	P62 (3) 上記 ①,②以外 の医療機器 （あらたな 特定保険 医療材料 等：区分 C）	上記①,②とは別に、あらたな特定保険医療材料や特定診療報酬算定医療機器として開発したものは、	上記（1）,（2）とは別に、あらたな特定保険医療材料や特定診療報酬算定医療機器として開発したものは、
基礎スキル	P66 6 平成 30 年改正の概 要 ① 使用実 績を踏まえ た評価が必 要な製品に 対する対応	使用実績を踏まえて保険収載後に新規機能区分の該当性について再度評価できる仕組み（チャレンジ申請）を新設された。	使用実績を踏まえて保険収載後に新規機能区分の該当性について再度評価できる仕組み（チャレンジ申請）が新設された。
基礎スキル	P67 (2) 材料 価格の改定 右段落上 部	人工心肺回路の機能区分から小児用を細分化されるといった見直しなどが行われた。	人工心肺回路の機能区分から小児用が細分化されるといった見直しなどが行われた。
基礎スキル	P67	<b>6</b> 平成 30 年改正の概要	<b>7</b> 混合診療と先進医療
基礎スキル	P68 右段落	「先進医療 B」	「先進医療 B」は、
基礎スキル	P68 右段落	<p>●未承認、適応外の医薬品、医療機器の使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等についてとくに重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの</p> <p>これらは、保険医療機関からの手続きに基づき、先進医療会議、先進医療技術審査部会の審議を経て可否が決定されたうえで、実施される。</p>	<p>●未承認、適応外の医薬品、医療機器の使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等についてとくに重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの</p> <p>であり、これらは、保険医療機関からの手続きに基づき、先進医療会議、先進医療技術審査部会の審議を経て可否が決定されたうえで、実施される。</p>
基礎スキル	P68	その後、毎年 1 回の定期報告を受け、	その後、毎年 1 回の定期報告を受け、先の

	右段落	先の先進医療会議等での評価を受け、 ① 保険収載されるか、 ② 先進医療として継続されるか、あるいは ③先進医療告示から取り消し等の処置が行われる。	先進医療会議等での評価を受け、 ① 保険収載されるか、 ② 先進医療として継続されるか、あるいは ③先進医療告示から取り消し等の処置が行われる。
基礎スキル	P69 左	既に 15 年以上を経過している	既に 20 年以上を経過している
基礎	P69	IH 炊飯ジャーによって	IH 炊飯ジャーによって
基礎スキル	P160 市販にあたっての情報提供等 広告表現等 留意事項 意識関係者の推薦	事実であったとしても一般消費者の認識 与える影響が大きいことから、	事実であったとしても一般消費者の認識へ 与える影響が大きいことから、
基礎スキル	P172 特定保険 医療材料の 機能区分と 基準材料 価格の例	特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) より H30.3.5 厚生労働省告示第 43 号に て一部改正	特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) に一部を改正する件より R1.8.19 厚生労働省告示第 88 号
基礎スキル	P172 別表	別表 材料(償還)価格改定による	別掲参照
基礎スキル	P185	電離放射線を通過さず	電離放射線を通過させる

別 掲

P52 表 2-2 H30.3.5 厚生労働省改正告示

II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に 規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格(例)	
第 10 部手術 112 ペースメーカー (1) シングルチャンバ	
① 標準型	552,000 円
② リード一体型	1,060,000 円

(2) デュアルチャンバ (I型・II型)	580,000 円
(3) デュアルチャンバ (III型)	403,000 円
(4) デュアルチャンバ (IV型)	763,000 円
(5) トリプルチャンバ (I型)	
① 標準型	1,420,000 円
② 極性可変型	1,320,000 円
(6) トリプルチャンバ (II型)	
① 単極用又は双極用	1,630,000 円
② 4 極用	1,580,000 円
(7) トリプルチャンバ (III型)	
① 標準型	1,650,000 円
② 自動調整機能付き	1,670,000 円
113 植込式ペースメーカー用リード	
(1) リード	
① 経静脈リード	
ア 標準型	92,500 円
イ シングルパス VDD リード	126,000 円
ウ 誤感知防止型	126,000 円
エ 4 極	135,000 円
② 心筋用リード	
ア 単極	93,000 円
イ 双極	115,000 円
(2) アダプター	27,100 円
(3) アクセサリー	3,860 円
117 植込型除細動器	
(1) 植込型除細動器 (III型)	
① 標準型	2,880,000 円
② 皮下植込式電極併用型	3,120,000 円
(2) 植込型除細動器 (V型)	2,950,000 円
118 植込型除細動器用カテーテル電極	
(1) 植込型除細動器用カテーテル電極 (シングル)	634,000 円
(2) 植込型除細動器用カテーテル電極 (マルチ (一式) )	202,000 円
(3) アダプター	268,000 円
(4) 植込型除細動器用カテーテル電極 (皮下植込式)	886,000 円

144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (1) 単極又は双極用 ① 標準型 ② 自動調整機能付き (2) 4 極用 ① 標準型 ② 自動調整機能付き	3,680,000 円 4,310,000 円 3,990,000 円 4,620,000 円
155 植込型心電図記録計 (1) 標準型 (2) 特殊型	394,000 円 451,000 円

**P172 特定保険医療材料及びその材料価格 別表**

特定保険医療材料の **機能区分と基準材料価格の例**

1

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）より

R1.8.19 厚生労働省告示第88号にて一部改正

<p>別表</p> <p>I 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <p><b>112 ベースメーカー</b></p> <p>(1) シングルチャンバ</p> <p>    ① 標準型 552,000円</p> <p>    ② リード一体型 1,060,000円</p> <p>(2) デュアルチャンバ（Ⅰ型・Ⅱ型） 580,000円</p> <p>(3) デュアルチャンバ（Ⅲ型） 403,000円</p> <p><b>113 植込式ペースメーカー用リード</b></p> <p>(1) リード</p> <p>    ① 経静脈リード</p> <p>        ア 標準型 92,500円</p> <p>        イ シングルパスVDDリード 126,000円</p> <p>        ウ 誤感知防止型 126,000円</p> <p>        エ 4極 135,000円</p> <p>        ～ 略 ～</p> <p><b>144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器</b></p> <p>(1) 単極又は双極用</p> <p>    ① 標準型 3,680,000円</p> <p>    ② 自動調整機能付き 4,310,000円</p> <p>        ～ 略 ～</p>	<p>(留意事項)</p> <p>(113 植込式心臓ペースメーカー用リード) 植込式心臓ペースメーカー用リードを植込型除細動器に接続し使用した場合は、そのリードの機能に応じ、経静脈リードの標準型又は誤感知防止型として算定する。</p> <p>(144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器) (1) 両室ペーシング機能付き植込型除細動器は、施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長等に届け出た保険医療機関において、以下のいずれにも該当する患者に対して実施した場合に算定する。ただし、薬事承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は算定できない。</p> <p>ア a 又は b の基準を全て満たすこと</p> <p>    a i NYHAクラスⅡ</p> <p>        ii 左室駆出率3.0% 以下</p> <p>        iii QR S幅1.50m s以上</p> <p>        iv 左脚ブロック</p> <p>        v 洞調律</p> <p>    b i NYHAクラスⅢ 又はⅣ</p> <p>        ～ 略 ～</p> <p>H30.3.5 保医発0305 第10号「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」より</p>
---	---